

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和3年度)

施設の名称	女川漁港の指定施設
指定管理者の名称	宮城県漁業協同組合
施設所管部課(室)	水産林政部水産業基盤整備課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘要
平成23年4月～平成29年3月	直営		
平成29年4月～令和4年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
年月～年月			

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指定管理者の名称	名称	宮城県漁業協同組合
	所在地	宮城県石巻市開成1番27
指定期間	平成29年4月1日～令和4年3月31日(5か年)	
募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施設の名称	女川漁港の指定施設(南防波堤横泊地及び物揚場護岸横泊地)	
所在地	宮城県牡鹿郡女川町小乗浜地先	
設置年月	平成13年4月	
根拠条例等	漁港管理条例	
設置目的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施設の内容	敷地面積	m <sup>2</sup>
	構造	
内容	(南防波堤横泊地)延長115メートル、幅員20メートル (物揚場護岸横泊地)延長60メートル、幅員35～45メートル	
開館(所)日		
開館(所)時間	午前時分～午後時分	
指定管理者が行う業務の範囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利用料金制	採用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利用料金の名称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	22 隻	23 隻	23 隻	104.5%	100.0%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
プレジャーボート係留	22 隻	23 隻	23 隻	104.5%	100.0%
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
合計	22 隻	23 隻	23 隻	104.5%	100.0%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入 (単位:千円, %)

項目	事業計画	実績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前年度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
県指定管理料	708	723	753	106.4%	104.1%
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	708	723	753	106.4%	104.1%

(2) 支出

人件費	686	723	753	109.8%	104.1%
施設管理費				#DIV/0!	#DIV/0!
事業運営費	22			0.0%	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支出計 (b)	708	723	753	106.4%	104.1%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和3年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
	正規	非正規	評価	評価		
①管理運営体制	支所職員4名で、管理運営にあっている。		A	A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A
人員体制	4人	人				
②施設・設備の維持管理業務の実施	指定施設の維持管理の為、漁港の見回り、係留船の確認を行った。		A	A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A
③運営業務(ソフト事業等)の実施	指定施設の使用許可申請書の受付及び許可証・ステッカーの交付、使用料の徴収を行った。		A	A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A
④自主事業の実施						
⑤利用者サービスの向上	定期的に清掃し、施設を清潔に保ち、利用者が安心して利用できるよう巡回の際に目視による施設の点検を行った。		A	A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	窓口や電話での対応時に寄せられる要望等について地元漁業者や住民との意見調整や県など関係機関との連絡調整を図り利用者サービスの向上を図った。		A	A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A
⑦安全対策	悪天候の際、施設確認の為巡回し、異常があれば速やかに利用者へ連絡した。地元漁業者や地元住民から利用船舶の異常があった場合は支所へ連絡をもらうよう呼びかけた。また、救命胴衣の着用を励行した。		A	A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A
⑧県民の平等利用	施設利用者の選定については、平等期す為申請順。施設利用者に対しては区別なく対応するよう留意した。県民間はもとより、県民とそれ以外の方についても平等に対応した。		A	A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価
⑨個人情報の保護	管理運営業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関する取扱いについて対応する職員を含め支所職員全体で徹底を図った。	個人情報に留意して情報管理を行った。	A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。ただし、個人情報(及び情報公開)は個人情報保護方針に基づき対応しており、協定に定める取扱いに至っていない。	B
⑩利用実績	上記「4.施設利用実績」のとおり。	昨年度と同等であり、特段問題はありませんでした。	A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	上記「5.管理運営収支実績」のとおり。	昨年度と同等であり、特段問題はありませんでした。	A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
⑫その他の取組	・使用料の徴収実績 ・地域住民・関係機関との連携	使用料徴収時は金額に注意し間違いが無いよう料金の徴収を心掛けた。	A		
	総合評価	昨年度と同数の隻数で管理を行った為、特段問題はありませんでした。	A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	問題はありません。	適正な施設管理がされているが、指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。